

I . 測量作業共通仕様書

測量作業共通仕様書

目次

I. 測量作業共通仕様書	577
第1条 趣 旨	577
第2条 適用範囲	577
第3条 用語の定義	577
第4条 測量作業の実施	577
第5条 疑 義	577
第6条 測量作業計画書	577
第7条 使用成果	577
第8条 支給材料及び貸与品	578
第9条 測量作業の確認	578
第10条 測量作業管理	578
第11条 土地の立入り	578
第12条 土地の使用等	578
第13条 官公庁その他への手続等	578
第14条 主任技術者	578
第15条 成 果 品	578
第16条 検 査	579
第17条 再 測 量	579
第18条 秘密の保持	579

(趣 旨)

第1条 この共通仕様書は、測量作業の適正な成果を期するため、受託者が履行しなければならない作業の標準を示すものである。

(適用範囲)

第2条 この共通仕様書は、長野市が行う測量作業に適用する。ただし、用地測量は除くものとする。

2 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

第3条 この共通仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 測量作業の実施に当り、監督を行う職員として、委託者が受託者に通知した職員をいう。
- (2) 指 示 監督員が受託者に対し、所掌事務に関する方針、計画等を示して実施させることをいう。
- (3) 承 諾 受託者からの報告又は申し出事項について、監督員が了解することをいう。
- (4) 協 議 監督員と受託者が合議のうえ定めることをいう。
- (5) 成果品 測量成果、測量記録等をいう。

(測量作業の実施)

第4条 受託者は、作業の実施に当り、契約書、本仕様書、設計書、『公共測量作業規程および運用準』(以下「規程等」という。)及び関係法規を遵守しなければならない。

また作業に必要な書類の作成に当たっては、建設省公共測量作業規程記載要領に準拠するものとする。

(疑 義)

第5条 測量作業実施にあたり、設計図書及び規程等に疑義を生じた場合は、監督員に協議をしなければならない。

(測量作業計画書)

第6条 受託者は、測量作業の着手前に、作業に必要な計画書を提出し、承諾を得なければならない。但し、監督員の承諾を得た場合は、その全部又は一部を省略することができる。

測量作業計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 作業の内容
- (2) 作業の順序及び方法
- (3) 作業の工程表
- (4) 使用機械の種類、名称、性能(一覧表とする)
- (5) 作業の班編成とその内容及び責任者名
- (6) 打ち合せ予定日及び主要打ち合せ事項

2 測量作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更計画書を提出しなければならない。但し、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な測量作業計画書を提出しなければならない。

(使用成果)

第7条 この測量に使用する基準点の成果は、監督員の指示により、すべて受託者の責任におい

—測量作業共通仕様書—

て処理するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第8条 支給材料及び貸与品(以下「支給物品等」という。)について、その受払状況を記録した帳簿を備えつけ、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2 支給物品等の毎月の使用状況について、当月末までに、また作業が完了した場合には残高について、すみやかに監督員に報告しなければならない。

(測量作業の確認)

第9条 監督員の指示した箇所及び主要な測量作業の区切り目等については、そのつど監督員の承諾を得なければならない。

2 受託者は、作業の進捗状況を随時監督員に報告しなければならない。

(測量作業管理)

第10条 測量作業実施に当たっては、常に善良なる管理を行わなければならない。

2 測量現場が接近するか又は同一場所において実施する他の測量がある場合には、常に相互協調するとともに、成果の照合を行わなければならない。

3 測量作業中は、交通の妨害又は公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。

4 測量作業実施中に事故が発生した場合は、遅滞なく、事故発生の原因、経過、被害の状況等について、監督員に報告しなければならない。

(土地の立入り)

第11条 受託者は測量作業にあたり、国有、公有又は私有の土地、建物又は工作物に立入る場合は、あらかじめその土地の所有者又は権利者に通知し、了解を得なければならない。

2 前項の規定による立入りの了解が得られなかった場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の使用等)

第12条 植物、かき、さく等の伐採又は土地、工作物を一時使用する場合は、所有者又は権利者の了解を得て行うものとする。この場合生じた損失は、特記仕様書に示すほかは、原則として受託者が補償するものとする。

(官公庁その他への手続等)

第13条 受託者は、測量実施のため必要な関係官公庁、その他に対する諸手続は、監督員と打ち合せのうえ、迅速に処理しなければならない。

2 関係官公庁、その他に対し交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその内容を監督員と協議しなければならない。

(主任技術者)

第14条 受託者は、測量作業の技術上の管理を司る者として、主任技術者を選任しなければならない。

2 主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

(成果品)

第15条 受託者は、規程等に定めるものの他、特記仕様書に定める成果品を提出しなければならない。

2 成果品は、すべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用

してはならない。

(検 査)

第16条 既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、受託者又は主任技術者が立ち合わなければならない。

(再 測 量)

第17条 受託者は、完了後3年以内に、測量成果に誤りが発見された場合には、委託者の指示により、受託者の責任において、ただちに、再測量を行いその誤りを訂正するものとする。

(秘密の保持)

第18条 受託者は、委託業務の履行上知り得た秘密を、他人に洩らしてはならない。